

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年12月16日

【発行者の名称】

株式会社アイダ設計

(Aida Sekkei Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長　會田　貞光

【本店の所在の場所】

埼玉県上尾市今泉三丁目10番地11

【電話番号】

050-3100-2611 (代表)

【事務連絡者氏名】

代表取締役専務取締役管理本部長　會田　大輔

【担当 J-A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長　永堀　真

【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-A d v i s e r の財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

03-3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所　TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社アイダ設計

<https://www.aidagroup.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【公表されるホームページのアドレス】

1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特

例」 という。) に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第44期(中間)	第45期(中間)	第46期(中間)	第44期	第45期
会計期間	自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日	自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日	自 2025年 4月1日 至 2025年 9月30日	自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日	自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日
売上高 (百万円)	25,939	31,887	28,290	57,890	62,288
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△72	△1,205	20	303	△1,186
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益又は親会社株主 (百万円) に帰属する中間(当期)純損失(△)	958	△742	17	1,439	△606
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	994	△765	46	1,498	△612
純資産額 (百万円)	12,057	11,777	11,976	12,561	11,929
総資産額 (百万円)	68,951	57,813	49,501	66,909	54,908
1株当たり純資産額 (円)	327.98	320.39	325.81	341.70	324.53
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり中間(当期)純損失(△) (円)	26.08	△20.19	0.48	39.17	△16.51
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	17.5	20.4	24.2	18.8	21.7
自己資本利益率 (%)	8.3	—	0.1	12.2	—
株価収益率 (%)	13.3	—	715.5	8.8	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△9,961	6,169	4,205	△11,748	13,868
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,686	1,582	△1,172	9,166	1,855
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	637	△7,068	△3,989	△1,983	△11,051
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	3,664	4,420	7,454	3,740	8,409
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,241 (34)	1,139 (29)	1,047 (38)	1,172 (32)	1,095 (27)

- (注) 1. 第44期中間期、第44期及び第46期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第45期中間期、第45期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 第45期中間期、第45期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する中間(当期)純損失を計上しているため、記載しておりません。

3. 第45期中間期、第45期の株価収益率については、親会社株主に帰属する中間（当期）純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 発行会社の経営指標等

回次	第44期（中間）	第45期（中間）	第46期（中間）	第44期	第45期
会計期間	自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日	自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日	自 2025年 4月1日 至 2025年 9月30日	自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日	自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	—	— (—)	— (—)	0.5 (—)	— (—)
配当性向 (%)	—	—	—	1.3	—

(注) 第45期の配当性向については、無配のため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、主要な関係会社における異動は次のとおりであります。

AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.に関しては、会社清算が完了したため連結の範囲から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
分譲事業	
注文事業	960 (29)
その他	
全社（共通）	87 (9)
合計	1,047 (38)

- (注) 1. 当社グループでは同一の従業員が複数の事業に従事しております。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
 3. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
 4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
990 (38)	43.9	8.1	5,537

セグメントの名称	従業員数(人)
分譲事業	905 (29)
注文事業	
その他	
全社(共通)	85 (9)
合計	990 (38)

- (注) 1. 当社では同一の従業員が複数の事業に従事しております。
 2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であります。
 3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
 4. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
 5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 6. 全社(共通)として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、所得環境の改善やインバウンド需要の増加により、緩やかな回復基調を維持しました。一方で個人消費においては、食料品をはじめとした多岐にわたる物価上昇と節約志向の高まりの中で、消費者マインドは低迷しました。また、米国による追加関税措置が世界経済に及ぼす影響も、下振れリスクとして懸念されており今後の見通しを不透明にしております。

当社グループの属する住宅業界におきましては、2025年4月に施行された改正建築基準法及び改正建築物省エネ法が、事業に大きな影響を及ぼしました。これらの法改正によって基準が厳格化されることを受け、施行前の3月には駆け込み需要が発生し、その反動により翌4月の新設住宅着工戸数は大幅に減少しました。反動による減少は一時的なものと考えられますが、夫婦と子供世帯の減少といった世帯構成の変化に伴い、戸建住宅の需要は緩やかに減少し続けております。また、建築コストの上昇・高止まり傾向が続いていることや、住宅ローン金利の上昇などの下振れ要因もあって、依然として厳しい事業環境下にあります。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、2025年9月30日現在、93店舗体制で営業販売活動に注力しております。土地の仕入れから設計・施工・アフターサービスまで、自社一貫体制によるメリットを活かしたコストダウンを追求しながら、高品質な住宅をお求めやすい価格帯で提供しております。

分譲事業に関しましては、価格を抑えて販売を優先し、在庫を削減して財務体質の改善を進めるとともに、土地の仕入れにあたってはこれまで以上に審査を厳しくし、特に優良な在庫の確保に努めております。また、注文事業に関しましては、好調な販売により受注残高が増加しておりますが、これらの受注案件を早期に引き渡していくため、工期短縮に取り組んでおります。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は28,290百万円（前年同期比11.3%減）、営業利益は208百万円（前年同期は営業損失979百万円）、経常利益は20百万円（前年同期は経常損失1,205百万円）、親会社株主に帰属する中間純利益は17百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失742百万円）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(分譲事業)

分譲事業においては、コストを抑えつつも、デザイン性と機能性にこだわった「IRODORI LIGHT」の展開を推進しています。建築資材の高騰や人手不足により建設業界が厳しい状況にある中でも、価格と品質の両立を実現しています。また、注文事業との両立を実現している当社の取り組みとして、土地から購入して注文住宅を建てたいお客様に向け、「土地+自由設計注文住宅」の企画販売をしております。当社が仕入れた豊富な分譲地に、自由な間取りや設備で注文住宅を建築していただくことで、土地と建物の総額が分かりやすく、土地の購入から建物のお引渡しまでのスムーズな流れが実現できます。前年に統合して、販売を優先した価格設定により在庫の削減を進めながら、新規の土地仕入れにあたってはこれまで以上に厳格な審査により、確実に利益が確保できる案件を選択しています。これにより、優良在庫への入れ替えを進め、将来に備えた経営基盤の強化を図っています。

当中間連結会計期間における分譲事業の売上高は15,285百万円（前年同期比31.7%減）、セグメント利益は145百万円（前年同期比50.1%減）となりました。

(注文事業)

注文事業においては、「999万円(税込)の家」や「BRAVO minimal」などのコンセプト住宅を中心とした商品展開

を行い、多くの反響を得ることができました。低価格帯商品の販売が堅調に推移し、受注残高は増加し続けております。その一方で、改正建築基準法の施行により建築確認申請の審査時間が長期化する中で、受注した案件を早期に施工し引き渡すために、着工時期を早めて工期を短縮する取り組みをしております。

当中間連結会計期間における注文事業の売上高は11,219百万円（前年同期比36.2%増）、セグメント利益は1,012百万円（前年同期はセグメント損失145百万円）となりました。

（その他）

その他、プレカット工場の加工能力を活かし、工務店や同業のハウスメーカーからの資材加工請負及び販売に注力するほか、リフォーム部門の増強により、すでに当社物件にお住まいのお客様や、注文住宅を受注できなかつたお客様からのリフォーム工事請負の獲得など、事業の可能性を拡大してまいりました。

当中間連結会計期間におけるその他の売上高は1,785百万円（前年同期比40.9%増）、セグメント利益は119百万円（前年同期比0.0%減）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は7,454百万円（前連結会計年度末比955百万円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動による資金の増加は、4,205百万円（前年同期は6,169百万円の増加）となりました。これは主に、棚卸資産の減少額6,429百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）

投資活動による資金の減少は、1,172百万円（前年同期は1,582百万円の増加）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出が998百万円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）

財務活動による資金の減少は、3,989百万円（前年同期は7,068万円の減少）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が5,475百万円あったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)		
	件数	生産高（百万円）	前年同期比（%）
分譲事業	304	8,407	35.7
注文事業	486	8,281	130.1
合計	790	16,689	55.7

（注）1. その他については、生産活動を行うものでないため記載しておりません。

2. 金額は、販売価格により表示しております。

3. 件数欄においては棟数を表示しております。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)					
	件数	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	件数	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
分譲事業	612	15,579	70.4	158	4,001	76.4
注文事業	777	14,858	145.3	1,724	26,392	132.0
合計	1,389	30,438	94.1	1,882	30,393	120.5

(注) 1. その他については、事業の性質上記載しておりません。

2. 金額は、販売価格により表示しております。
3. 件数欄においては棟数を表示しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)		
	件数	販売高 (百万円)	前年同期比 (%)
分譲事業	601	15,285	68.3
注文事業	482	11,219	136.2
その他	—	1,785	140.9
合計	1,083	28,290	88.7

(注) 1. 件数欄においては棟数を表示しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。
3. 注文事業の販売高は一定期間にわたり履行義務が充足されることに伴って認識される収益ですが、件数は資産の引渡し件数を記載しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年6月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2020年8月31日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」といいます。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」といいます。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」といいます。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」といいます。）において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適當と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の（a）又は（b）の場合の区分に従い、当該（a）又は（b）に規定する書面

（a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（b）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となつた重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となつた旨の報告を書面で受けた場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至つた場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまで

に掲げる場合、その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③b の規定の適用を受ける場合を除く。)

は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託したこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任そ

の他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ①いざれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いざれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

(財務制限条項が付された借入金契約)

相手方の属性	契約締結日または変更契約締結日	借入残高(百万円)	返済期日	担保の内容	財務制限条項(注)
都市銀行	2024年11月29日	844	2027年11月29日	当社所有の販売用不動産	要件1・8・11・12
地方銀行	2025年4月28日	516	2026年4月28日	当社所有の販売用不動産	要件2・9
地方銀行	2019年9月30日	1,893	2039年9月30日	当社所有の固定資産	要件3・9
地方銀行	2025年6月24日	123	2026年6月24日	当社所有の販売用不動産	要件4・15
地方銀行	2025年7月31日	173	2025年10月31日	当社所有の販売用不動産	要件5・9
地方銀行	2023年1月31日	650	2026年11月30日	当社所有の販売用不動産	要件9・13・14
地方銀行	2025年9月30日	60	2026年3月31日	当社所有の販売用不動産	要件2・9・10
地方銀行	2024年8月31日	103	2026年8月31日	当社所有の販売用不動産	要件6・10
地方銀行	2025年9月15日	388	2026年9月15日	当社所有の販売用不動産	要件2・9
地方銀行	2025年9月30日	209	2026年9月30日	当社所有の販売用不動産	要件7・9

信用金庫	2025年7月31日	865	2026年7月31日	当社所有の販売用不動産	要件2・9
------	------------	-----	------------	-------------	-------

(注) 各借入金契約に付された財務制限条項の特約要件は以下となります。

- 要件1 2025年3月期決算以降、単体の純資産の金額を2024年3月期又は直近期のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- 要件2 決算期末時点における単体の純資産の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- 要件3 決算期末時点における単体の純資産の金額を2018年3月期又は直近期のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- 要件4 決算期末時点における連結の純資産の金額を2022年3月期又は直近期のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- 要件5 2023年3月期決算以降、単体の純資産の金額を2021年3月期の75%以上に維持すること。
- 要件6 決算期末時点における単体の純資産の金額を2023年3月期又は直近期のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- 要件7 2026年3月期決算以降、単体の純資産の金額を2025年3月期の75%以上に維持すること。
- 要件8 2025年3月期決算以降、単体の営業損益及び経常損益の各金額をいずれも0円以上に維持すること。
- 要件9 決算期末時点における単体の損益計算書の経常損益を2期連続で損失としないこと。
- 要件10 決算期末時点における単体の損益計算書の営業損益を2期連続で損失としないこと。
- 要件11 2025年3月期決算以降、単体の決算期において以下の計算式にて算出される在庫回転期間の数値を11以下に維持すること（計算式：在庫回転期間＝棚卸資産（商品、仕掛工事の合計）÷（売上高÷基準日時点の経過月数））。
- 要件12 当該貸付資金で購入した物件について、2026年11月30日までに32区画以上の販売（売買代金の受領を含む。）が完了していること。
- 要件13 決算期末時点における単体のデット・エクイティ・レシオ（有利子負債÷純資産）を4.0倍以内とする。
- 要件14 決算期末時点における単体の純資産の金額を2022年3月期又は直近期のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- 要件15 決算期末時点における連結の損益計算書の経常損益を2期連続で損失としないこと。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は37,904百万円で、前連結会計年度末に比べ6,313百万円減少しております。販売用不動産の減少4,684百万円、仕掛販売用不動産の減少1,664百万円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は 11,596 百万円で、前連結会計年度末に比べ 906 百万円増加しております。投資その他の資産のその他の増加 986 百万円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は 27,994 百万円で、前連結会計年度末に比べ 4,672 百万円減少しております。短期借入金の減少 1,797 百万円、1 年内返済予定の長期借入金の減少 1,687 百万円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は 9,530 百万円で、前連結会計年度末に比べ 692 百万円減少しております。長期借入金の減少 396 百万円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は 11,976 百万円で、前連結会計年度末に比べ 46 百万円増加しております。その他有価証券評価差額金の増加 21 百万円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中または実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名 の別、額面・ 無額面の別 及び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間連結会計 期間末現在発 行数(株) (2025年 9月30日)	公表日現在発 行数(株) (2025年 12月16日)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
普通株式	76,800,000	39,057,300	37,742,700	37,742,700	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何 ら限定のない、 当社における 標準となる株 式であり、単元 株式数は100 株であります。
計	76,800,000	39,057,300	37,742,700	37,742,700	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	—	37,742,700	—	100	—	468

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
會田 貞光	埼玉県さいたま市北区	21,422,800	58.27
株光大史	埼玉県さいたま市大宮区宮町3丁目48番地5	11,390,300	30.98
會田 大輔	埼玉県さいたま市大宮区	1,212,400	3.29
アイダ設計社員持株会	埼玉県上尾市今泉3丁目10番地11	1,070,059	2.91
尾島 努	千葉県松戸市	377,900	1.02
會田 悠翔	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.66
會田 翼麻	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.66
吉澄 満子	埼玉県久喜市	114,600	0.31
時田 清一郎	千葉県市原市	81,800	0.22
関根 崇	埼玉県さいたま市北区	50,000	0.13
千井野 梨絵	埼玉県さいたま市西区	50,000	0.13
計	—	36,259,859	98.64

(注) 1. 当社が保有する自己株式数983,336株については、上記の表及び特分比率の計算より除いております。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 983,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,758,600	367,586	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 800	—	—
発行済株式総数	37,742,700	—	—
総株主の議決権	—	367,586	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式36株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) (株)アイダ設計	埼玉県上尾市今泉三丁目 10 番地 11	983,300	—	983,300	2.60
計	—	983,300	—	983,300	2.60

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

2 【株価の推移】

【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	344	344	344	344	344	344
最低(円)	344	344	344	344	344	344

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間連結財務諸表について、和泉監査法人により期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,954	9,147
営業未収入金及び契約資産	538	1,406
販売用不動産	15,928	11,243
仕掛販売用不動産	16,676	15,011
未成工事支出金	466	347
原材料及び貯蔵品	115	154
その他	551	613
貸倒引当金	△13	△19
流動資産合計	44,218	37,904
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,237	2,159
土地	6,256	6,256
その他（純額）	213	208
有形固定資産合計	8,707	8,624
無形固定資産		
その他	32	27
無形固定資産合計	32	27
投資その他の資産		
その他	2,199	3,186
貸倒引当金	△249	△240
投資その他の資産合計	1,950	2,945
固定資産合計	10,690	11,596
資産合計	54,908	49,501

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,446	4,697
電子記録債務	161	122
短期借入金	12,968	11,170
1年内償還予定の社債	180	275
1年内返済予定の長期借入金	7,379	5,691
未払法人税等	—	26
契約負債	4,610	4,569
賞与引当金	92	90
工事損失引当金	31	18
訴訟損失引当金	32	34
その他	2,854	1,297
流動負債合計	32,757	27,994
固定負債		
社債	290	100
長期借入金	9,539	9,142
完成工事補償引当金	193	195
関係会社清算損失引当金	50	—
資産除去債務	38	38
その他	110	52
固定負債合計	10,222	9,530
負債合計	42,979	37,524
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	468	468
利益剰余金	11,578	11,595
自己株式	△340	△340
株主資本合計	11,806	11,824
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	70	91
為替換算調整勘定	52	60
その他の包括利益累計額合計	122	152
純資産合計	11,929	11,976
負債純資産合計	54,908	49,501

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	31,887	28,290
売上原価	27,694	23,331
売上総利益	4,193	4,958
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	1,116	1,065
販売手数料	324	256
給料及び賞与	1,932	1,833
賞与引当金繰入額	37	44
貸倒引当金繰入額	29	6
その他	1,732	1,544
販売費及び一般管理費合計	5,173	4,750
営業利益又は営業損失（△）	△979	208
営業外収益		
受取利息	0	12
受取配当金	5	5
紹介料収入	108	96
違約金収入	9	11
その他	32	52
営業外収益合計	156	178
営業外費用		
支払利息	327	328
融資手数料	36	21
その他	18	16
営業外費用合計	382	365
経常利益又は経常損失（△）	△1,205	20

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
特別利益		
固定資産売却益	474	1
関係会社清算損失引当金戻入益	—	50
特別利益合計	474	52
特別損失		
固定資産除却損	0	1
訴訟損失引当金繰入額	5	8
貸倒引当金繰入額	—	14
その他	0	—
特別損失合計	6	24
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失（△）	△738	48
法人税等	4	30
中間純利益又は中間純損失（△）	△742	17
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△742	17

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益又は中間純損失（△）	△742	17
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△17	21
為替換算調整勘定	△5	7
その他の包括利益合計	△23	29
中間包括利益	△765	46
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△765	46

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失(△)	△738	48
減価償却費	197	154
貸倒引当金の増減額(△は減少)	25	△2
賞与引当金の増減額(△は減少)	0	△2
工事損失引当金の増減額(△は減少)	△31	△13
完工工事補償引当金の増減額(△は減少)	13	2
関係会社清算損失引当金の増減額(△は減少)	△5	△50
訴訟損失引当金の増減額(△は減少)	4	1
受取利息及び受取配当金	△6	△17
支払利息	327	328
固定資産売却損益(△は益)	△474	△1
固定資産除却損	0	1
売上債権の増減額(△は増加)	△212	△867
棚卸資産の増減額(△は増加)	7,928	6,429
仕入債務の増減額(△は減少)	△1,797	211
契約負債の増減額(△は減少)	892	△40
その他	866	△1,686
小計	6,992	4,496
利息及び配当金の受取額	5	16
利息の支払額	△307	△328
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△521	20
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,169	4,205
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(△は増加)	△243	△147
有形固定資産の取得による支出	△89	△34
有形固定資産の売却による収入	1,866	1
投資有価証券の取得による支出	-	△998
投資有価証券の売却による収入	50	-
その他	△0	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,582	△1,172

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△4,173	△1,797
長期借入れによる収入	3,769	3,390
長期借入金の返済による支出	△6,273	△5,475
社債の償還による支出	△360	△95
リース債務の返済による支出	△11	△11
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△18	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,068	△3,989
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	680	△955
現金及び現金同等物の期首残高	3,740	8,409
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 4,420	※ 7,454

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当中間連結会計期間より、AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC. は会社清算のため、連結の範囲から除外しております。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、主として、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。しかし、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

偶発債務

住宅購入者のつなぎ融資に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
住宅購入者	210百万円	28百万円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	6,463百万円	9,147百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,042百万円	△1,693百万円
現金及び現金同等物	4,420百万円	7,454百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	18	0.5	2024年3月31日	2024年6月28日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1.配当金支払額

無配のため、該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務諸表計上額 (注) 3
	分譲事業	注文事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	22,380	—	22,380	1,238	23,619	—	23,619
一定の期間にわたり移転される財	—	8,240	8,240	—	8,240	—	8,240
顧客との契約から生じる収益	22,380	8,240	30,620	1,238	31,859	—	31,859
その他の収益	—	—	—	28	28	—	28
外部顧客への売上高	22,380	8,240	30,620	1,266	31,887	—	31,887
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	22,380	8,240	30,620	1,266	31,887	—	31,887
セグメント利益又は損失(△)	291	△145	145	119	264	△1,244	△979

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅販売時に付随して発生するサービスの提供等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務諸表計上額 (注) 3
	分譲事業	注文事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	15,285	—	15,285	1,755	17,041	—	17,041
一定の期間にわたり移転される財	—	11,219	11,219	—	11,219	—	11,219
顧客との契約から生じる収益	15,285	11,219	26,505	1,755	28,260	—	28,260
その他の収益	—	—	—	29	29	—	29

外部顧客への売上高	15,285	11,219	26,505	1,785	28,290	—	28,290
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	15,285	11,219	26,505	1,785	28,290	—	28,290
セグメント利益	145	1,012	1,158	119	1,277	△1,069	208

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅販売時に付随して発生するサービスの提供等を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失（△）	△20円19銭	0円48銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、前中間連結会計期間は、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。当中間連結会計期間は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失（△）（百万円）	△742	17
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失（△）（百万円）	△742	17
普通株式の期中平均株式数（株）	36,760,728	36,759,512

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行を可能とともに、株主還元策の一環として、自己株式の取得を行いました。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得する株式の総数

1,200,000 株 (上限)

(3) 株式の取得価額の総額

412,800 千円 (上限)

(4) 取得日

2025年11月17日

(5) 取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

3. 自己株式の取得結果

上記買付けによる取得の結果、2025年11月17日に当社普通株式1,110,000株を381,840千円で取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月16日

株式会社アイダ設計

取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員
業務執行社員

公認会計士 加藤雅之

代表社員
業務執行社員

公認会計士 飯田博士

業務執行社員

公認会計士 植田幹郎

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイダ設計の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイダ設計及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基

づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。